

三勇工業 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年 12月 15日 ～ 2030年 12月 14日までの5年間

2. 内容

目標1：育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」を策定し、円滑な育休取得・職場復帰をサポートする。

<対策>

- 2025年 12月 ～ 全社員に対し、「育休復帰支援プラン」や両立支援制度、育児休業給付、休業中の社会保険料免除などについて周知する。
- 2026年 1月 ～ 育休取得予定者に「育休復帰支援プラン」策定開始

※参考…育休復帰支援プラン（厚労省 HP）

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000067027.html>

目標2 将来的に「育児休業取得率 100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児休業制度等の制度についてのパンフレットを社員に配布、説明し、制度の周知を図る。

<対策>

- 2025年 12月 ～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施

目標3：小学校就学前の子を持つ社員が、就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇制度（子の看護等休暇の有給化）を導入。

<対策>

- 2026年 8月 ～ 担当者にて社員のニーズ調査開始
- 2026年 9月 ～ 制度の導入、社内会議などによる社員への周知